

○江戸川区カラス及びスズメバチの巣除去等経費助成要綱

平成17年4月1日施行

〔注〕平成24年4月から改正経過を注記した。

**改正**

平成24年4月1日要綱第14号

平成27年4月1日施行

平成27年5月29日施行

令和7年4月1日施行

令和8年4月1日施行

江戸川区カラス及びスズメバチの巣除去等経費助成要綱

題名改正〔平成24年要綱14号〕

(目的)

**第1条** この要綱は、繁殖期等で攻撃的になったカラス及びスズメバチの巣の除去等を行った者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を助成することにより、カラス及びスズメバチによる被害を抑制し、もって安全で快適な生活環境の維持に資することを目的とする。

(助成対象者)

**第2条** この要綱による助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の規定に基づく許可を受けた除去業者に、江戸川区内の土地及び建物（専ら事業用に供する土地及び建物を除く。以下「区内の土地・建物」という。）に存するカラスの巣（ひな又は卵があるものに限る。）の除去及び落下したひなの回収処分を依頼し、経費を負担した者
- (2) スズメバチの巣の除去業者に、区内の土地・建物に存するスズメバチの巣の除去を依頼し、経費を負担した者

(助成額)

**第3条** 助成金の額は、前条第1号又は第2号に規定する除去業者（以下「除去業者」という。）に支払った経費の3分の1に相当する額（1,000円未満の端数が出た場合は、1,000円に切り上げた額）とし、7,000円を限度とする。ただし、除去業者が高所作業用車を使用した場合等特別な場合は、14,000円を限度とする。

(助成申請)

**第4条** 助成を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、カラス及びスズメバチの巢除去等経費助成申請書（第1号様式）を提出することにより江戸川区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

2 申請者が、電子情報処理組織（江戸川区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請したときは、前項の規定による申請者の提出がされたものとみなす。

（助成決定等）

**第5条** 区長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成を決定したときは、カラス及びスズメバチの巢除去等経費助成決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、申請者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

（決定の取消し）

**第6条** 区長は、申請者が虚偽その他の不正な方法によって助成金の支給を受けたときは、助成の決定を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により助成の決定を取り消したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

**第7条** 区長は、前条の規定により助成の決定を取り消したときは、期限を定めて助成金の返還をさせることができる。

（その他）

**第8条** この要綱に定めのない事項については、江戸川区補助金等交付規則（昭和42年3月江戸川区規則第3号）に定めるところによる。

（委任）

**第9条** この要綱の施行について必要な事項は、環境部長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**付 則**（平成24年4月1日要綱第14号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**付 則**（平成27年4月1日要綱第56号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**付 則**（平成27年5月29日要綱第78号）

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

付 則（令和7年3月21日要綱第190号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（令和8年3月25日要綱）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式（省略）